

平成23年9月7日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 緒 方 雅 彦

平成23年（ハ）第109号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年8月24日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、93万3708円及び内金87万0494円に対する平成23年2月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 事件の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告から、別紙計算書のとおり平成13年9月19日から平成20年9月12日まで、合計133万5000円を借り受け、この借入金の返済として平成13年10月24日から平成23年1月31日までの間合計247万9329円を支払った（以下「本件取引」という。）。
- (2) 本件取引を利息制限法所定の制限利率に従って計算すると、原告が最後に支払った平成23年1月31日の時点で、原告は借入元本を87万0494円超えて被告に支払い、同額の損害を被ったことになり、被告は同額の利得を得たことになる。
- (3) 被告は、この利得が法律上の原因に基づかないことを知っていた。
- (4) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引について利得金額87万0494円並びに平成23年2月14日までの確定過

払利息金6万3214円及び利得金額87万0494円に対する平成23年2月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の各支払を求めた。

2 抗弁の要旨

(現存利益の不存在)

仮に、被告が悪意の受益者とは認められない場合、被告は利益の存する限度で返還義務を負うに止まるが、被告が法人税として納付した部分に相当する範囲については利益は現存しないから、この部分については返還義務を負わない。

3 争点

(1) 被告は悪意の受益者に該当するか。

ア 被告の主張

貸金業者である被告は、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を利息の債務の弁済として受領したが、被告は改正された貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）第17条1項（以下「17条書面」という。）及び同18条1項に基づく書面（以下「18条書面」という。）を交付する体制を十分に有しており、原告は、平成18年法律第115号により削除された貸金業法第43条（以下「旧43条」という。）の「利息（損害金）として任意に支払った」との要件を満たしているから、旧43条が適用されるべきであるから悪意の受益者には該当しない。

なお、17条書面及び18条書面を交付したことの立証は、原告に関する具体的立証を要さず、貸金業者の業務体制の一般的立証で足りる。

イ 原告の主張

争う。

(2) 民法704条の利息を付す時期

ア 被告の主張

仮に悪意の受益者に該当するとしても、その受けた利益に対する利息の起算日は本件訴状送達日の翌日からとなる。

イ 原告の主張

争う。

(3) 現存利益の不存在

ア 被告の主張

前記2のとおり

イ 原告の主張

争う。

被告は、悪意の受益者であるから現存利益の主張に理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)の事実については当事者間に争いはない。

2 争点について

(1) 争点(1) (被告は悪意の受益者に該当するか。) について

貸金業者は、旧43条1項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁判所平成17年受第1970号，平成19年7月13日第二小法廷判決）。

本件において、貸金業者である被告は、前記第2の3の(1)のアのとおりに主張するが、貸金業法17条は、契約締結時に速やかに17条書面の交付を、同法18条は、弁済を受けたときは、その都度、18条書面を交付することを要求しているものであるから、少なくとも被告が本件取引において制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると主張するには、17条書面の交付及び原告のすべての弁済について18条書面を交付したことを立証しなければな

らないというべきである。

本件取引について、被告は、原告に対し、17条書面及び18条書面を交付したことの具体的な立証をしない。

したがって、前記特段の事情の存在は認められず、被告は悪意の受益者と認めるのが相当である。

(2) 争点(2) (民法704条の利息を付す時期) について

民法704条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と規定する。悪意の有無を決定すべき時期は受益者が法律上の原因を欠く利得であることを事実上知ったときを基準とすべきであるから、受益者が受益の当時から法律上の原因を欠く利得であることを知っていれば、最初から悪意の受益者としての責任を負うべきである。

そして、前記(1)のとおり貸金業者は制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき旧43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるのであるから、貸金業者が制限超過部分を受領して残元本が完済になった後の過払金が不当利得として発生した場合は、受益の当時である不当利得の発生時から悪意の受益者としての責任を負うこととなる。

本件においては、貸金業者である被告は前記(1)のとおり悪意の受益者であるから被告が制限超過部分を受領して残元本が完済になった後の過払金が不当利得として発生したときからその受けた利益に利息を付して返還することとなる。

(3) 争点(3) (現存利益の不存在) について

被告が悪意の受益者であることは前記のとおりであるから、現存利益の消滅に関する被告の主張はその前提を欠く。よって、抗弁は認めるに足りない。

(4) よって、被告は前記(1)のとおり悪意の受益者であるから、本件取引の履歴をそれぞれ利息制限法によって計算し直せば別紙計算書のとおり事実が認められ、抗弁事実は認められない。

3 以上の次第で、原告の請求は理由があるので認容し、訴訟費用負担について

民事訴訟法 61 条を適用して、主文のとおり判決する。

なお、被告は、仮執行免脱の宣言を申し立てているが、仮執行免脱宣言を付すことは相当でない。

船木簡易裁判所

裁判官 竹 本 義 昭

これは正本である。

平成23年9月7日

船木簡易裁判所

裁判所書記官 緒 方 雅

